八千代町公共交通会議規約

(設置)

第1条 八千代町は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における 需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、 地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項の協議、並びに地域公共交通の 活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づく計画(以下「計画」 という。)に関する協議及び施策事業の実施に係る連絡調整を行うため、八千代町公共交通 会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170 番地(八千代町役場内) に置く。

(事業)

- 第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。
 - (1) 八千代町の公共交通施策の推進に関する事項
 - (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の熊様及び運賃、料金等に関する事項
 - (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
 - (4) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - (5) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (6) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(交通会議の構成員)

- 第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。
 - (1) 町民又は公共交通の利用者の代表
 - (2) 学識経験者
 - (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
 - (4) 交通事業者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
 - (6) 町長の指名する職員
 - (7) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱又は任命された 委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(会長、副会長及び監事)

- 第5条 交通会議に、会長1人、副会長2人、監事2人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、この交通会議の会計及び業務の執行状況を監査する。

(会議)

- 第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、その属する団体から代理の者を出席させる ことができる。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 6 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(研究会)

第7条 会長は、必要に応じて、交通会議に研究会を設置することができる。

(守秘義務)

第8条 交通会議の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項 の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

- 第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
- 2 事務局は、八千代町役場企画財政部まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会 長がこれを精算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に 諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成30年3月22日から施行する。
- 2 交通会議の設立した年度に委嘱又は任命された委員の任期については、第4条第2項の 規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成32年3月31日までとする。

八千代町公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八千代町公共交通会議規約(以下「規約」という。)第10条第3項の 規定に基づき、八千代町公共交通会議(以下「交通会議」という。)の事務局に関し、必要 な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 交通会議の会議に関すること。
 - (2) 交通会議の資料作成に関すること。
 - (3) 交通会議の庶務に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

- 第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、八千代町企画財政部まちづくり推進課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、八千代町企画財政部まちづくり推進課の職員をもって充てる。

(専決事項)

- 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。
 - (1) 事務局の運営に関すること。
 - (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
 - (3) 物品及び現金の出納に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、 八千代町の例による。

(公印の取扱い)

- 第6条 交通会議の公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表に定める とおりとする。
- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、八千代町の例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成30年3月22日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
八千代町		てん書	21m	会長名を	1	事務局長
公共交通			×	もって発		
会議会長	之会公八		21mm	する文書		
の印	会 交 代 印 長 通 町					

八千代町公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八千代町公共交通会議規約(以下「規約」という。)第12条の規定に 基づき、八千代町公共交通会議(以下「交通会議」という。)財務に関し、必要な事項を定 めるものとする。

(予算)

- 第2条 交通会議の予算は、八千代町からの負担金、国の補助金、繰越金及びその他の収入 を歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費を歳出とする。
- 2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 3 交通会議の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度の予算を調製し、交通会議に諮 るものとする。
- 4 会長は、前項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを 速やかに八千代町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを 調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。
- 2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算の区分)

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

- 第5条 歳出予算の流用又は予備費の充用は、八千代町の例による。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、その会計年 度の末日までに交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

- 第6条 交通会議の出納は、会長が行う。
- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

- 第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。
- 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

- 第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、八千代町の例による。
- 2 交通会議出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算整理簿
 - (2) 前号に掲げるもののほか必要な簿冊

(決算等)

- 第9条 会長は、毎年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第5条に定める監事の監査を受け、その 結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やか に八千代町長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成30年3月22日から施行する。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		目		
1	負担金	1	負担金	1	負担金	
2	補助金	1	補助金	1	補助金	
3	繰越金	1	繰越金	1	繰越金	
4	諸収入	1	諸収入	1	雑入	

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款		項		目		
1	運営費	1	会議費	1	会議費	
2	事務費	1	事務費	1	事務費	
3	事業費	1	事業費	1	事業費	
4	予備費	1	予備費	1	予備費	

八千代町公共交通会議委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八千代町公共交通会議規約(以下「規約」という。)第12条の規定に基づき、八千代町公共交通会議(以下「交通会議」という。)の委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

- 第2条 交通会議に出席した委員の報酬の額は、日額 4,500 円とする。ただし、学識経験者については、日額 5,500 円とする。また、国、県、町、その他申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。なお、その勤務すべき日の勤務時間数が 4 時間に満たない場合は、当該報酬額の 2 分の 1 とし 100 円未満の端数を生じたときは、端数は切り上げて支給する。
- 2 規約第6条第6項の規定により委員以外の者に出席を依頼した場合は、前項の規定を準 用する。

(費用弁償)

第3条 委員又は委員以外の者が交通会議の職務を行うために八千代町以外の区域に出張した場合に費用弁償として支給する旅費は、八千代町の例による。ただし、国、県、町その他申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成30年3月22日から施行する。